

医 政 第 3 4 号  
令和 8 年 4 月 1 5 日

(公社) 岡山県医師会長  
(一社) 岡山県病院協会  
(一社) 岡山県歯科医師会長  
(一社) 岡山県助産師会長

} 殿

岡山県保健医療部長

### 医療法施行に係る要綱の一部改正について

保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）に基づく知事への報告、申請又は届出について定めた医療法の施行に係る要綱（令和 7 年 4 月 1 1 日医推第 7 0 号）の一部を、令和 8 年 4 月 1 日付けで別添のとおり改正し、同日から施行することとしましたので、御了知いただくとともに、貴会所属の会員への周知お願いいたします。

なお、本通知につきましては、次のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

(ホームページ)

【岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ】

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/>